

子供たちを教育職員等による性暴力から守るために

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和3年6月4日に公布され、令和4年4月1日から施行されています。この法律は、子供たちが教育職員等による性暴力等によっての権利を著しく侵害され、生涯にわたって回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるものであることから、教育職員等による性暴力等をなくすために定められたものです。(文部科学省Webサイト [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html))

これを受けて、本校では全校生徒が心と身体を大切に守り、充実した学校生活を送ることができるように、教職員研修や学校での相談体制の充実等できる限りの取組を進めております。

これまで通り、生徒自身や保護者の皆様が学校生活において「悩みや不安」がある際は、いつでもスクールカウンセラーや教職員に相談することができます。

しかし、周囲の大人に相談しにくい、直接話すことができないなどあった場合は、一人で抱え込まずに、本日、配布します「相談シート」(切手なしでも郵送できるようになっています。下図サンプル)により相談することもできます。

このシートは本年4月にも配布しています。[校長室だより第3号](#)。

各家庭でも、学校生活の出来事について「話し合う機会」をもってください。

「痛いな」「恐いな」「おかしいな」「モヤモヤするな」「イヤだな」と感じる事があれば、至急学校連絡いただくか、相談シートや各種相談窓口を利用してください。相談シートは、性暴力等だけでなく、体罰等に関する相談も記載できるようになっています。

これからも、子供たちの心と身体を大切に守り、充実した学校生活を送れるようにしていきたいと思っております！

学校生活の中で困ったことがあったら、信頼できる大人(保護教諭、スクールカウンセラー等)にも相談できます。もし自分の知っている人に相談したくないときは、以下の相談先に相談することができます

163-8001  
434

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための  
第三者相談窓口  
電話相談受付時間  
月、火、水曜日 午前9時から午後5時まで  
※保護者や児童・生徒のプライバシーを保護するため、保護教諭やスクールカウンセラーは匿名で相談できます。  
※保護教諭やスクールカウンセラーは「保護・生徒相談窓口」で相談する際のQRコードで検索してください。

メールアドレス  
[ktsuho-souden@section.metro.tokyo.jp](mailto:ktsuho-souden@section.metro.tokyo.jp)

この相談シートはインターネットでも閲覧できます。  
※このQRコードで検索してください。

東京都新宿区西新宿2-8-1  
児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための  
第三者相談窓口 行  
(体罰等に関する相談もこちらのシートで受け付けできます。)

※電話やメール以外の方法で相談したいときは、この手紙を使って相談することもできます。

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための  
第三者相談窓口 (保護者の方も相談できます。)

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no\\_sexual\\_violence.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html)



のりしろ

相談シート 中学校・高等学校・特別支援学校(中学部・高等部版)

生徒のみならず、性暴力やセクハラ被害を受けることはあってはならないことです。性暴力は、身体に対する暴力に限られません。難しんからされる場合もあります。学校生活の中で大人からされておかしい、モヤモヤするな、イヤだなと感、話したいことがあったらこのシートに書いて、送ることもできます。

<誰のことを話したいですか。>

1 自分ごと 2 友達のこと ( 姓 組 さん )

<どんなことですか。当てはまる番号を○で囲んでください。>

1 体をさわられた。 2 脅かされているところやトイレを覗かれた。  
3 個人的なやり取りのため、連絡先の交換を求められた。  
4 勝手に自分の目か一人だけ密室になるような場所に呼び出された。  
5 食事や自宅にしてくれ誘われた。 6 恋愛対象として見ていと伝えられた。  
7 叩かれたり、蹴られたり、突き飛ばされたりした。 8 偏つて言葉を書かれた。  
9 机を蹴られるなど恐怖感を与えられた。  
10 その他 ( )

誰からされましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。>

1 知らない人 2 学校の先生 ( 先生 )  
3 その他の人 ( )

<いつ、ありましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。>

1 授業中 2 休み時間や放課後 3 プールや体育の番替えの時  
4 部活動中 5 土・日曜日等の休日  
6 その他 (どんな場面?) ( )

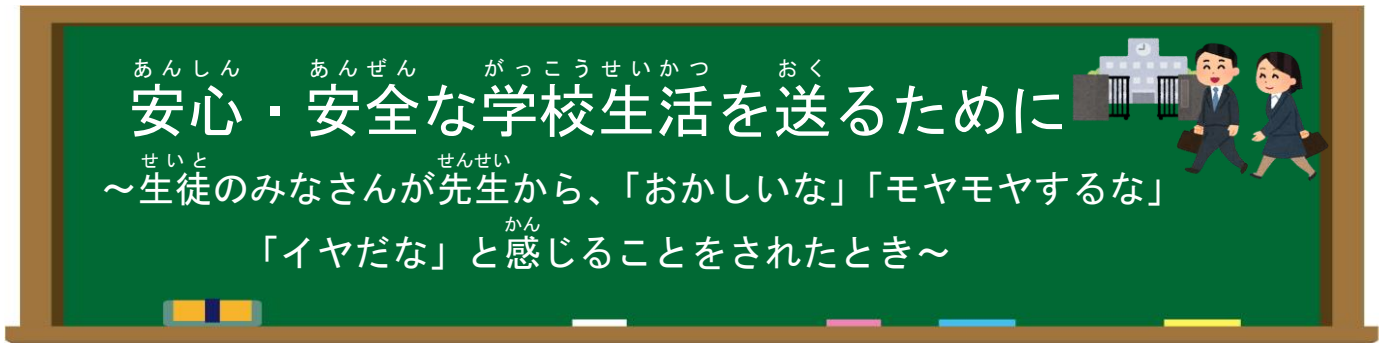
ひとりて抱え込まないで、  
信頼できる大人に話してみよう。  
あなたは決して悪くありません。

渋谷区立原宿外苑学校

年 組 名前

名前は書きたくなくても匿名での提出も可能です。

次頁に東京都教育委員会からの生徒向けのお便りを掲載します



「性暴力」※は人間の尊厳を著しく損なう行為です。

教職員から「性暴力」が生徒のみなさんに及ぶことのないように、ルールを決める法律があります。

たと 例えば、

- 先生は、生徒の体に、必要もないのに触りません。
- 先生は、学校の中や学校の外で生徒と、校長先生の許可なく二人きりになりません。
- 先生は、生徒と個人的な連絡を行いません。
- 先生たちと生徒の皆さんとの間に交際関係は成立しません。

先生たちは、学校の中でも、学校の外でも、ルールを守ります。もしも、ルールを守らない先生がいたら、みなさんは「イヤです」と言ってよいのです。我慢せず、ほかの先生や保護者など、信頼できる大人に相談しましょう。

まわりの大人に話したくないときには、相談シートに書いて送ったり、相談窓口に話したりすることができます。

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口



※ 性暴力とは、性的な言葉や行動で人を傷つけること。直接体に触る行為だけでなく、覗いたり見せつけたり、相手が嫌がっているのに性的な言葉を言ったり、SNSメールで性的な言葉を送る行為も性暴力です。